



～将来のために いま、はじめよう～

資産形成について考えませんか？

【8月・9月個別相談会のご案内】

内 容

今更NISAのことなんて聞けない…
NISAをしているけれど、この内容で大丈夫？
保険の見直して？
興味はあるけど平日忙しくて銀行に相談に行けない、
ゆっくり相談したい方に休日の個別相談会開催します。

日 時

8月9日（土）、9月23日（火・祝） ※各回2組さま

①10:00～11:00 ②13:00～14:00 ③15:00～16:00

会 場

あわぎんBASE2Fコンサルティングカウンター
(阿波銀行本店営業部)

お申込み

Webにてお申込みください

＼**当日NISA口座開設お申込みが可能です!!**／

※NISA口座開設については裏面をご覧ください。

お申込みは
こちら▶



お申込み期限 8月5日（火）、9月17日（水）

〒770-0912 徳島県徳島市東新町1丁目29
TEL 088-656-7817 (セミナー専用ダイヤル) 受付時間9:00～17:00

■ 個別相談会に関するお知らせ

- お申込後に、受信完了メールをお送りいたします。24時間以内にメールが届かない場合は、別のメールアドレスで再度手続きをいただくか、お電話でお問い合わせください。
- 必ず、「honten@awabank.co.jp」のメールを受取れるメールアドレスでお申込ください。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時や気象に関する警報が発令された場合は、イベントの中止や開催方法を変更する可能性があります。

■ ※証券口座（NISA口座）を開設される場合

- 他の金融機関でお申込みしている等の理由で開設できかねる場合もございます。
- 開設には、マイナンバーカードもしくは通知カードと顔写真付きの公的書類が必要です。

【保険商品（個人年金保険・学資保険）に関するご留意点】

当行は保険募集代理店であり、保険契約の引受は行っておりません。（保険契約の引受は、引受保険会社が行っております。）当行は保険契約締結の媒介を行います。保険契約は、お客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに成立します。保険商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。保険商品は、当行が元本および利回りを保証する商品ではありません。保険商品は生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構の保護の対象です。万一、加入する生命保険会社の業務または財産の状況の変化により破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者の保護措置が図られますが、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減される可能性があります。当行では、保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは取扱いしておりません。保険募集に係る取引の有無が、お客さまの当行における他のお取引に影響を与えることは、一切ございません。保険業法上の規則により、お客さまのお勤め先やご融資のお申込状況等により、お申込みいただけない場合がございます。引受保険会社の基準により、ご契約の限度を定めております。お客さまの健康状態やお仕事の内容等によって、お申込みをお引受けできない場合があります。当行で募集を取扱う保険商品は、クーリング・オフの対象商品です。保険商品のご検討、お申込みにあたっては、必ず事前に商品ごとの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「約款・ご契約のしおり」等をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。お申込みに際しては、生命保険募集人資格を有する生命保険募集人にご相談ください。

【iDeCo（個人型確定拠出年金）に関するご留意点】

iDeCoに加入し、掛金を拠出できるのは65歳未満の国民年金の被保険者の方です。確定拠出年金制度で積み立てた資産は、原則60歳になるまで引出すことができません。個人型確定拠出年金は、1人1口座が原則です（複数の金融機関を通じて加入することはできません）。60歳到達時点で通算加入者等期間が10年未満の場合、期間に応じて受給開始可能年齢が61歳～65歳に繰り下がります（通算加入者等期間を有しない60歳以上の加入者の方の受給開始は加入から5年経過した日以後となります）。将来の受取額は運用成果によって決まりますので、良かった場合も悪かった場合もご自身の受取額に反映されます。加入から受け取りまで、所定の手数料がかかります。掛金は「毎月定額」以外に「掛金額、拠出月を指定」することが可能ですが、一定の制約があります。

【NISAのご利用にあたり、ご留意いただきたい事項】

①日本にお住まいの18歳以上の方（NISAをご利用になる年の1月1日現在で18歳以上の方）が対象です。②すべての金融機関を通じて、同一年内におひとり様1口座に限り利用することができます。③特定預り、一般預りで保有している上場株式等をNISA預りに移管することはできません。④NISA預りとして保有している上場株式等をNISA預りのまま、他社に移管することはできません。⑤年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円です。また非課税保有限度額（総枠）は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までとなります。なお、非課税保有限度額については、NISA口座で上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた分だけ非課税保有額（NISA口座で保有する上場株式等の残高）が減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することができます。⑥NISA預りに係る配当金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。⑦NISA預りから払い出された上場株式等の取得価額は、払出日の時価となります。⑧NISA預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。ただし、当該分配金を再投資する際、当行ではNISA預り以外のお預り（特定預りや一般預り）でのご購入となります。⑨投資信託の分配金のうち、元本戻戻金（特別分配金）は、NISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA預りにおける非課税のメリットは享受できません。⑩お客さまのご住所・お名前・お取引店が変更となる場合、または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。⑪成長投資枠、またはつみたて投資枠で買付けた投資信託について、原則として年1回、信託報酬等の概算値を通知いたします。

【成長投資枠のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項】

①当行が成長投資枠で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託等の他、国外の取引所に上場する当行所定の株式等（ただし上場新株予約権付社債、外国籍の公募株式投資信託等、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間20年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等、もしくは毎月分配型の投資信託等を除く）です。②国内の上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。株式数比例配分方式のお申込みはお取引店にお申付けください。

【つみたて投資枠のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項】

①当行がつみたて投資枠で取扱う金融商品は、当行で選定した、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等になります。②つみたて投資枠のご利用には、積立契約（累積投資契約）を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。③法令により、当行は、NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日、及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における、お客様のお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をNISAへ受入れることができなくなります。

【つみたて投資枠を利用した投資信託のお取引について】

購入時手数料はございません。なお、換金時には基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額を、投資信託の保有期間中には信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）（最大1.65%（税込込み・年率））等の諸経費をご負担いただく場合があります。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の価格や為替の変動等により基準価額が変動することから、損失が生じるおそれがあります。個別の投資信託ごとに費用やリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

（注）上記の各項目は、2024年8月現在の法令等に基づいております。今後、法令等の改正により、お取引内容に変更が生じる場合があります。

■ 金融商品仲介業務を行う登録金融機関

商号等／株式会社阿波銀行 登録金融機関 登録／四国財務局長（登金）第1号
加入協会／日本証券業協会

■ 委託金融商品取引業者

商号等／野村證券株式会社 金融商品取引業者 登録／関東財務局長（金商）第142号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本証券投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

